



様式第3号 (表面)

(日本工業規格A列4)

届出制手数料届出書

① 2018年10月1日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) のぞきたつ
②届出者氏名 代表取締役社長 野崎達郎



職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	13-2-310190
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	ららぽーとエージェンシーかぶしがいいしゃ ららぽーとエージェンシー株式会社
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒103-0007 電話 03 (6264) 9751 とうきょうとちゅうおうくにおんぱしはまちょう 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
⑥適用開始・変更予定日	平成30年9月1日
⑦届出・変更届出内容	別添手数料表のとおり
⑧備 考	担当者：管理部人事課 課長代理 赤廣 智久 03-6264-9751



手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40% 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※上記手数料は上限であり、貴社の手数料率は契約書等にて定めたものとなります。

許可番号 13-2-310190

事業所の名称及び所在地

ららぽーとエージェンシー株式会社
東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
浜町センタービル 17 階